

運転廃棄物に係る実証試験のための試料提供について

PCB廃棄物のうち、PCBが使用された高圧トランス等については、日本環境安全事業株式会社（JESCO）が処理を進めています。また、蛍光灯安定器などのPCB汚染物等については、国内で初めて、JESCO北九州事業所において処理が開始されました。

一方、PCBを使用していないとする電気機器等であって、微量（主に数mg/kgから数十mg/kg程度）のPCBによって汚染された絶縁油を含むものが廃棄物となったもの（微量PCB汚染廃電気機器等）についてはJESCOでの処理対象となっておらず、その性状等を踏まえた処理体制の構築を図ることが求められています。

環境省では平成17年度より、安全かつ確実な処理について確認することを目的として、微量PCB汚染廃電気機器等に関する焼却実証試験を実施し、微量のPCBに汚染された絶縁油等の焼却処理をした場合に、確実かつ周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全に分解されることを確認しました。

こうした結果から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4に基づき、環境大臣が微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者について個別に認定を行うことにより、処理体制の整備を図るとして、平成21年11月10日に関係省令・告示を改正しました（同年11月24日施行）。

また、微量PCB汚染廃電気機器等の確実かつ適正な処理の確保を図る観点から、PCBの漏洩防止のための廃棄物の取扱方法や処分後に生ずる廃棄物の処理方法など留意すべき事項をガイドラインとしてとりまとめたところです。

微量PCB汚染廃電気機器等を対象としてこれまで行われてきた実証試験で得られた知見は、微量のPCBを含む他の廃棄物の処理にも応用できる可能性があるため、今後環境省において、この点を確認するための実証試験を更に実施することとしております。

一方、JESCOにおいては、処理の進展とともに、運転に伴い生じるPCB廃棄物（廃活性炭及び使用済防護服など）が増大しており、円滑な処理を進めるうえで、これら運転廃棄物の処理が課題の一つとなっています。

これらの状況を踏まえ、JESCOとしてはこの実証試験に協力していきたいと考えており、環境省とも相談しつつ、実証試験の試験試料として運転廃棄物を提供することとしております。なお、搬出方法については、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省）」に従い、試料をポリ袋（二重）に収納し密閉性のある医療用廃棄物容器に入れ、これを収集運搬用の漏れ防止型金属容器に入れて安全性を十分に確保した状態で施設外へ搬出する必要があると考えており、これにより安全かつ確実な搬出を確保いたします。